

返戻金制度について

株式会社デザイナー
職業紹介事業許可番号 27-ユ-303562

当社の紹介により就職した者が入社後 X ヶ月以内に本人の都合による退社または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還します。

- ・入社後1ヶ月以内に退職した場合 80%
- ・入社後3ヶ月以内に退職した場合 50%
- ・入社後6ヶ月以内に退職した場合 20%

ただし求職者に起因する退職あるいは採用取り消し、求職者の都合による解雇等の場合には適用しないものとする。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。